

株式C

運転者職場環境良好度認証制度の申請に係る自認書

会社名と代表者名をご記入ください。	申請書の提出日を西暦でご記入ください。
一般財団法人 日本海事協会 殿	
年 月 日	
会社名 日本海事バス株式会社	
代表者名 紀尾井 太郎	
印	

印は、社印でも代表者の個人印でも結構です。

運転者職場環境良好度認証制度の申請にあたり、運転者の労働条件や労働環境に対する取り組みに関する認証項目・参考項目について、下記のとおり自認します。

注1) 基準日は、申請月の前月の任意の日を申請者が指定してください。

注2) 各項目について自認できる場合は「〇」を記入し、自認できない場合、該当がない場合は何も記入しないでください。点数の欄は認証申請の対象営業所の全てが該当する場合は「2点」、対象営業所の一部が該当する場合は「1点」に「〇」を記入してください。

注3) 通し番号ごとに合計し採点欄に記してください。（カッコ内の点数は認証に必要な点数を記載しています。）なお、「必須」と記入された項目は採点不要です。

認 証 項 目

「認証項目」は、本認証制度において合否を判定するための項目で、全ての項目を満たす必要があります。ただし、一部の認証項目には複数の小項目（選択必須項目）が設定されており、すべての小項目（選択必須項目）を満たさなくても、認証に必要な点数（カッコ内の点数）に達していればその評価項目を満たします

【A. 法令遵守等】		基準日 ⁽¹⁾	年 月 日	
通し番号	認 証 項 目	対象期間	自認 ⁽²⁾	採点 ⁽³⁾
1.	労働基準関係法令違反に係る厚生労働省及び都道府県労働局の公表事業として同省等のホームページに掲載されているいない。	過去1年間	<input type="radio"/>	必須
2.	労働基準関係法令の違反で送致されていらない。また、送致されたが不起訴処分又は無罪となっている。		<input type="radio"/>	必須
3.	使用者によって不当労働行為が行われたとして都道府県労働委員会又は中央労働委員会から救済命令等を受けている。または、中央労働委員会による再審査又は取消訴訟により、救済命令等の取消が確定している。		<input type="radio"/>	必須
4.	道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分の累積違反点数が20点を超えていない。		<input type="radio"/>	必須
5.	就業規則が制定されている。労働基準監督署に届出されている。また、従業員に周知されている。		<input type="radio"/>	必須
6.	労使協定が締結され、労働基準監督署長に届出されている。また、従業員に周知されている。		<input type="radio"/>	必須
7.	従業員と労働契約を締結する際に、労働条件通知書を交付し、説明を行っている。		<input type="radio"/>	必須
8.	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。		<input type="radio"/>	必須
9.	本認証制度に基づく認証を取り消されていない。		<input type="radio"/>	必須

「過去〇年間」は、基準日から適って〇年間になります。（例）基準日を2023年6月10日とした場合、「過去1年間」とは2022年6月11日～2023年6月10日になります。この期間における法令違反の有無等が自認の際の基準となります。

株式C

[B. 労働時間・休日]

通し番号	認 証 項 目	対象期間	自認	採点	
10.	認証申請の対象営業所について、月の拘束時間（トラック・タクシー）、4週間を平均した1週間当たりの拘束時間（パ）又は休日労働の限度違反に対する行政処分による累積違反点数が5点を超えていない。 ※道路運送法、貨物自動車運送事業法等に基づく行政処分が対象。	過去1年間	<input type="radio"/>	必須	
労働時間、休日にに関する規定を計画や規則等で定めている。					
<p>①労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している。又は定めている。</p> <p>※法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p>					
<p>②労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の休日労働及び時間外労働の合計時間を年間960時間以内に制限することを計画している。又は定めている。</p> <p>※法定休日・労働及び法定労働時間を超える時間外労働が対象。</p>					
<p>③労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の勤務終了後の休息期間を9時間以上（隔日勤務の場合21時間以上）確保することを計画している。又は定めている。</p>					
<p>④労使協定、労働協約、就業規則又はこれに準ずる文書において、運転者の連続勤務を12日以内に制限することを計画している。又は定めている。</p>					
労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している。					
<p>⑤フルタイムの運転者の年間の休日数は平均105日以上（※注）である。（計画でも可） ※注：年次有給休暇を除く年間の法定休日及び法定外休日の合計が平均105日以上）</p>					
<p>⑥フルタイムの運転者について、完全週休2日制（※注）を採用している。</p>					
<p>⑦労働基準法で義務付けられている日数を超える年次有給休暇を付与をしている。</p>					
<p>⑧会社的な年次有給休暇の取扱促進のため具体的なルールを設けている。</p>					
<p>⑨特典有給休暇制度（例：慶弔休暇、病気休暇、バースデー休暇、リフレッシュ休暇、ボランティア休暇、消滅育休休制等）がある。</p>					
<p>⑩運転者ごとに拘束時間、運転時間、休憩時間、休息期間を一覧表の形式で管理しているか、又はこれと同様以上の標準でフリケート（※注）を管理している。</p>					
<p>⑪デジタル式運行記録計（デジコ）を導入し、分析ソフトを使用して運用している。</p>					
<p>⑫事業者の代表者又は担当役員が、四半期以上（頻度）の頻度で、以下の項目について報告を受けているか、又はこれらを実施している。 【把握事項：対象営業所の時間外労働時間、休日労働時間、有給休暇取得の状況】</p>					
<p>⑬その他、上記項目に該当しない労働時間管理・休日取得のための取り組みを実施している（自由記述欄に取り組みを記述）。</p>					
自由記述欄 (「自由記述欄」に記述がなかった場合は、本通し番号（11-⑬）を満たしていないものとする。) (例) ・会社に年間出勤カレンダーを掲示し、休日を周知している。 ・会社の休暇制度について、年間教育計画に取り入れて啓発している。 ・社員がパソコンや携帯電話からいつでも自分の有給休暇の残日数が確認できる。また、申請することができる。 ・社員がパソコンや携帯電話からいつでも自分の出勤日数や労働時間を把握することができる。					
該当する取り組み等がある場合は、この欄に取り組み等を簡潔かつ具体的に記入したうえで点数に「〇」を記入してください。					

該当する取り組み等がある場合は、この欄に取り組み等を簡潔かつ具体的に記入したうえで点数に「〇」を記入してください。

基準日

7 /
(一)星
6点
二(二)星
14点